

「ねんきん特別便」の確認等の推進に関する今後の行動計画（厚生労働省） 《ポイント》

年金記録問題への対応について、厚生労働省は、「年金記録問題についての今後の対応に関する工程表」等に基づき、今後とも着実に取組を進めることとしており、本年4月からは、3月までにお送りした方以外のすべての年金受給者・現役加入者に「ねんきん特別便」をお送りし、お一人お一人にご自身の年金記録を確認していただくことにしている。

こうした取組を進めるに当たって、省を挙げて、介護・福祉関係者、事業主等幅広い方々の御協力を得ることにより、その円滑な実施に取り組むこととしたところであり、これら関係者の方々に御協力をお願いし、国民お一人お一人による年金記録の確認と回答を推進する。

1 年金受給者の確認等の推進

社会福祉・高齢者関係団体、介護・医療関係団体、障害者関係団体等に対して、各団体の状況に応じ、主として次の内容についての協力を依頼。

- ① 広報資料の広報誌やHPへの掲載、職員等関係者への配布等により、高齢者、障害者の方々等に対して周知等を行うこと
- ② 必要に応じて、社会保険事務所職員の派遣を要請し、都道府県や市町村の社会福祉協議会、老人クラブ、シルバー人材センター等が開催する会合等で「ねんきん特別便」に関する説明会、相談会の実施 等

2 現役加入者の確認等の推進

業種別団体、生協、労働組合、医療保険の各保険者、独立行政法人・公益法人等、幅広い団体に対して、各団体の状況に応じ、主として次の内容についての協力を依頼。

- ① 広報資料の広報誌やHPへの掲載、職員等関係者への配布等により、傘下の企業や職員等関係者に対して周知等を行うこと 等

3 関係団体等との連携

「ねんきん特別便」の円滑な実施を図るため、福祉関係団体、経済団体等の代表からなる「受給者特別便実施円滑化推進会議」、「加入者特別便実施円滑化推進会議」を設置するとともに、都道府県ごとに「地方ねんきん特別便実施円滑化推進会議」を設置。幅広い関係者の連携・協力の下、国民運動としての取組を展開。